

委員会提出議案第2号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和4年3月11日

川崎市議会議長 橋本勝様

提出者 議会運営委員長 原典之

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例
の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条中「とき」を「場合（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって出席したときを除く。）」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提 案 理 由

オンラインによる方法により出席した委員に対する費用弁償を行わないこととするため、この条例を制定するものである。